

奥州市上下水道事業告示第 9 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 28 日

奥州市長 倉成 淳

1 都市計画事業の種類及び名称

奥州都市計画下水道事業奥州都市計画公共下水道事業

2 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市上下水道部下水道課